

次の基準に適合する場合においては、路地状敷地に建築される建築物についても、令第 126 条の 6 及び第 126 条の 7 の規定上、非常用の進入口等が「道又は道に通ずる幅員 4m 以上の通路その他の空地に面する」ものと解することとする。

なお、本取扱いによっても道又は道に通ずる幅員 4m 以上の通路その他の空地に面するものと解されない場合にあっては、3 階以上の建築物を建築することはできない。

1. 道から非常用の進入口等までの延長が 20m 以下であること。
2. 路地状部分の幅員が 2m 以上であること。
3. 地階を除く階数が 3 であること。
4. 原則として専用住宅とする。
5. 非常用の進入口等（当該非常用の進入口等に付随するバルコニーその他これに類するものを含む。）が、道から直接確認できる位置に消防上有効に設置されていること。

